

令和6年度軽自動車税 (種別割)のお知らせ

軽自動車税(種別割)とは、4月1日現在の所有者に対してかかる税金です。

税率について

令和6年度の軽自動車税(種別割)の税率は、次のとおりです。

原付、二輪車などをお持ちの方

車種区分		税率(年額)
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	2,000円
	50cc以下 (定格出力0.6kW以下)	2,000円
	50cc超90cc以下 (定格出力0.6超0.8kW以下)	2,000円
	90cc超125cc以下 (定格出力0.8超1.0kW以下)	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自二輪車	125cc超 250cc以下	3,600円
二輪小型車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
雪上車		3,600円

三輪及び四輪以上の軽自動車をお持ちの方

最初の新規検査を受けた時期(自動車検査証の「初度検査年月」のことです)や、車両の環境性能によって、適用される税率が異なります。

グリーン化特例は、一定の燃費性能を有する三輪以上の軽自動車が、**最初の新規検査を受けた年度の翌年度の1回に限り対象**となります。そのため、令和5年度にグリーン化特例を受けた車両は、令和6年度は標準税率となります。

< 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両の税率 >

車種区分			税率(年額)			
			標準税率	ー グリーン化特例 ー		
			軽減なし※1	おおむね75%軽減※2	おおむね50%軽減※3	おおむね25%軽減※4
軽自三輪			3,900円	1,000円	2,000円(※)	3,000円(※)
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	(※) 車種区分:軽自三輪については、乗用営業用の車両のみ適用になります。	
	貨物用	営業用	3,800円	1,000円		
		自家用	5,000円	1,300円		

※1 次の要件のいずれかを満たす車両

1)平成27年4月1日から令和5年3月31日まで及び令和6年4月1日に最初の新規検査を受けた車両

2)令和5年4月1日から令和6年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、グリーン化特例の対象ではない車両

※2 電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの)

※3 ガソリン車・ハイブリッド車のうち、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ、令和12年度燃費基準90%かつ令和2年度燃費基準達成車

※4 ガソリン車・ハイブリッド車のうち、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ、令和12年度燃費基準70%かつ令和2年度燃費基準達成車

< 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両の税率 >

車種区分			税率(年額)	
			最初の新規検査を受けた時期が「平成23年4月以後」の車両(旧税率)	最初の新規検査を受けた時期が「平成23年3月以前」の車両(重課税率)※
軽自三輪			3,100円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	8,200円
		自家用	7,200円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	4,500円
		自家用	4,000円	6,000円

※グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過すると翌年度から重課税率が適用されます。

なお、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド及び被けん引車の軽自動車は、重課税率の対象外となります。

重課税率は廃車されるまで継続されます。

車検用の納税証明書について

車検時の納税確認が電子化されたため、
**軽自動車(三輪・四輪)について、
継続検査窓口での納税証明書の提示は
原則 不要です。**

令和5年1月から、軽自動車検査協会で納付情報を
電子的に確認ができるようになりました。

ご注意ください!

以下の車検の場合には、これまで通り納税証明書の提示が必要です。

◎二輪小型車の場合

◎納付後すぐに、車検を受ける場合

納付情報が登録されるまで相応の日数を要するため、
納税確認ができない場合があります。

◎中古車の購入直後の場合

◎他の市町村へ引っ越した直後の場合

■ 納付書で納付した場合

領収書の右側が継続検査(車検)用の納税証明書になります。
ただし、車両番号に***印のあるもの、金融機関等の領収印のないものは証明書として使用できません。

また、譲渡等により車両の所有者が変わった場合でも納税証明書は有効ですので、新しい所有者に渡してください。
※督促状や再発行した納付書等には、納税証明書がついていません。

■ 口座振替・クレジットカードで納付した場合

継続検査(車検)用の納税証明書は、二輪小型車のみ軽自動車税(種別割)が市に入金されたことを確認できた後に送付いたします。

■ 「地方税お支払サイト」(eL-QR、eL番号)またはスマートフォンアプリ(※)で納付した場合

領収書は発行されません。(※eL-QR対応アプリは「地方税お支払サイト」でご確認ください。)

車検をお急ぎの方は、窓口や店頭での納付をご利用ください。

クレジットカード(三輪・四輪の方)、「地方税お支払サイト」(eL-QR、eL番号)、スマートフォンアプリ、督促状、再発行した納付書等で納付し、継続検査用(車検)用の納税証明書が必要な場合、別途市役所等で申請のお手続きが必要です。(※自動的に発行されません。)

※みずほ信託銀行での小平市税の窓口収納は、令和6年3月31日をもって終了しました。

〈問合せ〉 軽自動車税(種別割)の納付・車検用の納税証明書について
収納課管理担当 電話番号 042(346)9526

駐車場所(主たる定置場)の変更について

所有する車両を普段駐車している場所(主たる定置場)が小平市でない場合は、次の場所で手続きをしてください。
また、主たる定置場が小平市であっても、納税通知書の送付先が変更になった場合は小平市役所税務課庶務担当にご連絡ください。

車種	申告場所
総排気量125cc以下のバイク 小型特殊自動車	お住いの区市町村の 軽自動車税担当課
総排気量125ccを越えるバイク	お住いの地域を管轄する 運輸支局
三輪以上の軽自動車税	お住いの地域を管轄する 軽自動車検査協会

減免制度について

障がい者のために使用する軽自動車等は、軽自動車税(種別割)の減免を受けられる制度があります。

■ 申請期限

納期限(令和6年5月31日)まで

※ 申請期限を過ぎますと、申請は受け付けられませんのでご注意ください。

■ 減免を受けられる軽自動車等

所有者(納税義務者)が下記に該当する障がいをお持ちの方、またはその方の同一生計者が所有、あるいは運転する車両(普通自動車、軽自動車含め1台に限る。)

※ 「同一生計者」とは、「障がい者の方と同居している方」、「近隣(障がい者の方の住所から2km以内)にお住まいの親族の方」または「近隣(障がい者の方の住所から2km以内)にお住まいの東京都パートナーシップ宣誓制度もしくは同等の制度による証明を受けた方」をいいます。

■ 申請場所

小平市役所2階(税務課)

■ 減免を受けられる手帳の種類と障がいの程度

身体 不 自 由	下肢	1級～6級
	体幹	1級～3級・5級
	上肢	1級・2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級・2級 移動機能 1級～6級
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1級～3級・4級の1
	聴覚障害	2級・3級
	平衡機能障害	3級・5級
	音声機能障害又は言語機能障害	3級(喉頭摘出に係るものに限る。)
	心臓機能障害	1級・3級・4級
	腎臓機能障害	1級・3級・4級
	呼吸器機能障害	1級・3級・4級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級・3級・4級
	小腸機能障害	1級・3級・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級
肝臓の機能障害	1級～4級	
愛の手帳(療育手帳)	総合判定が1度～3度	
精神障害者保健福祉手帳	1級(精神通院医療に係る自立支援医療費受給者に限る。)	

〈その他の減免制度〉

戦傷病者のために使用する軽自動車等、公益のため直接専用する軽自動車等、その構造が専ら障がい者の方の利用に供するためのものである軽自動車等、生活保護を受給している方が所有している軽自動車等などは、一定の要件のもと、減免を受けられます。詳しくはお問い合わせください。

〈問合せ〉

軽自動車税(種別割)の課税について
税務課庶務担当 電話番号 042(346)9521